(証券コード　9508)

2019年６月５日

株　主　各　位

福岡市中央区渡辺通二丁目１番82号
九　州　電　力　株　式　会　社
代表取締役会長　瓜　生　道　明

第95回定時株主総会及び普通株主さまによる種類株主総会招集のお知らせ

拝啓　平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、何とぞご出席くださいますようご案内申しあげます。本定時株主総会に上程する第３号議案「定款の一部変更について」につきましては、本定時株主総会及び普通株主さまによる種類株主総会の決議が必要となることから、両総会をあわせて開催させていただきます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面又は電磁的方法による議決権行使が可能でございますので、お手数ながら、後記の参考書類をご高覧のうえ、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

＜書面による議決権行使の場合＞

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、折り返しお送りください。

＜電磁的方法による議決権行使の場合＞

同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、パソコンから当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト（https://www.web54.net）へアクセスのうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、お手続の際には、後記の「議決権の行使についてのご案内」（38ページから39ページ）を必ずご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１	日　　時	2019年６月26日（水曜日）午前10時
２	場　　所	福岡市中央区渡辺通一丁目１番２号 ホテルニューオータニ博多　４階「鶴の間」 （末尾のご案内図をご参照ください。）

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票として使用いたしますので、お手数ながら、必ず会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、**議決権を行使することができる株主以外の方（株主でない代理人の方など）はご入場いただけません**のでご注意ください。

3　目的事項

報 告 事 項

1　第95期（2018年４月１日から 2019年３月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告について

2　会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告について

決 議 事 項

＜会社提案（第１号議案から第６号議案まで）＞

第１号議案　剰余金の処分について
第２号議案　吸収分割契約承認について
第３号議案　定款の一部変更について
第４号議案　第三者割当によるＡ種優先株式の処分について
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任について
第６号議案　監査等委員である取締役１名選任について

＜株主提案（第７号議案から第12号議案まで）＞

第７号議案　取締役池辺和弘氏解任について
第８号議案　定款の一部変更について（1）
第９号議案　定款の一部変更について（2）
第10号議案　定款の一部変更について（3）
第11号議案　定款の一部変更について（4）
第12号議案　定款の一部変更について（5）

上記の第３号議案は、定時株主総会及び普通株主さまによる種類株主総会の議案です。
各号議案の内容等は、後記の「株主総会参考書類」（３ページから35ページ）に記載しております。

以　上

次の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html）に掲載しており、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

参考書類等に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_index）に掲載しますのでご了承ください。

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

＜会社提案（第１号議案から第６号議案まで）＞

第１号議案から第６号議案までは、会社提案によるものであります。

第１号議案　剰余金の処分について

当社は、安定配当を維持するとともに、中長期的な観点から株主の皆さまの利益拡大を図ることを利益配分の基本方針としております。

当期の配当金につきましては、当期の業績や中長期的な収支・財務状況等を総合的に勘案し、普通株式１株につき年間30円といたしたいと存じます。昨年11月に中間配当金として、１株につき15円をお支払いしておりますので、期末配当金につきましては、１株につき15円といたしたいと存じます。

また、当期のＡ種優先株式の配当につきましては、定款の定めに基づき、１株につき年間3,500,000円といたしたいと存じます。昨年11月に１株につき1,750,000円の中間配当を実施しておりますので、期末配当につきましては、１株につき1,750,000円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1　株主に対する配当財産の種類及び割当てに関する事項並びにその総額

当社普通株式		
１株につき金 15円		総額 7,109,259,795円
当社Ａ種優先株式		
１株につき金 1,750,000円		総額 1,750,000,000円
	計	総額 8,859,259,795円

2　剰余金の配当が効力を生じる日

2019年６月27日

第 2 号議案　吸収分割契約承認について

1　吸収分割を行う理由

わが国においては、「電力の安定供給の確保」、「電気料金の抑制」及び「需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大」を目的として電力システム改革が進められており、その一環として、2015年 6 月の電気事業法改正により、送配電部門の中立性を一層確保する観点から、2020年 4 月に一般送配電事業者が小売電気事業や発電事業を行うことが原則禁止される「兼業規制による法的分離」が義務付けられております。

当社は、この法的分離に適切に対応し、九電グループの価値向上と競争力ある事業運営体制を構築する観点から、当社が営む一般送配電事業等を当社の完全子会社である九州電力送配電株式会社に承継させる吸収分割を実施いたします。

これにより当社は、発電事業及び小売電気事業を一体で担う事業持株会社として、お客さまのより豊かで快適な生活に資するエネルギーサービスをお届けするとともに、競争力を高め、更なる収益拡大を図ってまいります。

また、九州電力送配電株式会社は、公平性・透明性・中立性を一層高めるとともに、電力の安定供給と、保全・運用業務の効率化・高度化などによる経済性との両立により、お客さまからの信頼向上を目指してまいります。

こうした事業運営体制の構築を通じて、法的分離後も、当社と九州電力送配電株式会社が引き続き、エネルギー事業者としての責務を全うするとともに、九電グループ全体の価値の持続的な向上を目指してまいります。

2　本吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書

九州電力株式会社（以下、「甲」という。）と九州電力送配電株式会社（以下、「乙」という。）は、甲が第 1 条に定める事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

甲は、本契約に定めるところに従って、吸収分割の方法により、甲が営む一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに付帯関連する事業（以下、これらを「本件事業」という。）に関する第 4 条第 1 項記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第 2 条（商号及び住所）

本件分割をなす当事者は、次のとおりとする。

(1)　甲（吸収分割会社）

商号：九州電力株式会社

住所：福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番82号

(2) 乙（吸収分割承継会社）
商号：九州電力送配電株式会社
住所：福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目１番82号

第３条（効力発生日）
本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2020年４月１日とする。但し、本件分割の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議のうえ、合意によりこれを変更することができる。

第４条（承継する権利義務等）
1 本件分割により甲から分割され乙に承継される資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。但し、権利義務の承継につき法令に定める関係官庁の承認等を要するものについては、当該承認等の取得を条件とする。
2 承継対象権利義務のうち、乙が甲から承継する債務は、全て乙が免責的債務引受の方法により引き受け、甲は、効力発生日以降、乙が本件分割により承継した債務について弁済又は履行の責を免れる。

第５条（本件分割の対価）
乙は、本件分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として、新たに発行する乙の普通株式3,360万株を甲に対して交付する。

第６条（乙の資本金及び準備金の額）
本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。
(1) 資本金
本件分割により増加する資本金の額は、金199億9,500万円とする。
(2) 資本準備金
本件分割により増加する資本準備金の額は、金49億9,500万円とする。
(3) 利益準備金
本件分割により利益準備金の額は増加しない。

第７条（株主総会）
甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約及び本件分割に必要な事項について、株主総会の決議（会社法第319条第１項の規定により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）による承認を得るものとする。

第 8 条（競業避止義務）

甲は、本件分割にかかわらず、本件事業に関し会社法第21条その他の競業避止義務を負わない。

第 9 条（本契約の変更又は解除）

甲及び乙は、本契約締結日から、効力発生日までの間において、甲若しくは乙の資産若しくは経営状態の重大な変動又は天災地変その他の事由により本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙協議のうえ、合意により本契約を変更し、又は解除することができる。

第10条（本契約の失効）

本契約は、第 7 条に定める承認の決議が効力発生日の前日までに得られなかったとき、又は本件分割の実行のために必要となる法令に定める関係官庁等の承認が効力発生日までに得られなかったときは、その効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議のうえ、合意によりこれを定める。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

2019年 4 月26日

甲　福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番82号
九州電力株式会社
代表取締役社長執行役員　池辺　和弘　㊞

乙　福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長　　山 﨑　尚　㊞

（別紙）

承継対象権利義務明細表

承継対象権利義務は次のとおりとする。なお、承継対象権利義務のうち資産及び債務は、甲の2019年３月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除して確定する。

1　承継する資産

(1)　固定資産

①　主として本件事業に属する有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産

②　配電事業所、営業所及び営業店の建物及び土地（但し、支社として利用している建物及び土地を除く。）

③　一般送配電事業のために設定されている地役権の要役地（但し、効力発生日において、法令等により乙への承継が困難である土地については、その持分の２分の１を承継する。）

④　株式会社九電ハイテックの株式

(2)　流動資産

本件事業に属する現金及び預金、売掛金、諸未収入金、貯蔵品その他の流動資産

2　承継する債務

(1)　固定負債

本件事業に属する退職給付引当金その他の固定負債（但し、社債及び借入金に関する固定負債を除く。）

(2)　流動負債

本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、未払税金、預り金、諸前受金その他の流動負債（但し、社債、借入金及び関係会社からの預り金に関する流動負債を除く。）

3　承継する雇用契約

効力発生日において甲に在籍している者のうち、次の各号記載の従業員（出向者を含む。）に係る雇用契約上の地位及びこれに付随する権利義務

①　本契約締結の時までに、送配電等職種（配電、電力輸送、内燃力の職種をいう。以下同じ。）に属する旨の決定を受けている従業員

②　前号に定める者を除き、効力発生日の前日に、甲の送配電カンパニーに所属する従業員（但し、送配電等職種以外の職種に属する旨の決定を受けている従業員を除く。）

4　承継する契約上の地位及び権利義務

(1)　雇用契約以外の契約

本件事業に属する賃貸借、業務委託、請負、リースその他の一切の契約（上記 1 及び 2 の定めにより乙に承継されることとなる資産又は債務に係る契約を含む。）における契約上の地位及びこれに付随する権利義務。但し、上記 1 及び 2 の定めにより乙に承継されない資産又は債務に係る契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務は除く。

(2)　許認可等

甲が効力発生日において本件事業に関連して保有している許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、甲から乙への承継が法令及び条例上可能であるもの（但し、甲がその事業運営上引き続き保有する必要があるものは除く。）

5　その他

承継対象権利義務のうち、本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲及び乙協議のうえ、承継対象権利義務から除外することができる。

以　上

3　吸収分割承継会社が当社に交付する株式の数並びに吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項の概要

(1)　株式の数の相当性の概要

吸収分割承継会社は、本件分割に際して、普通株式3,360万株を新たに発行し、そのすべてを当社に対して割当て交付いたします。

当社に対して交付される株式の数につきましては、吸収分割承継会社が当社の100%子会社であり、また、本件分割に際して吸収分割承継会社が発行する株式のすべてが当社に交付されることから、これを任意に定めることができるため、当社及び吸収分割承継会社が協議のうえ決定したものであり、相当であると判断しております。

(2)　資本金及び準備金の額の相当性の概要

吸収分割承継会社が本件分割に際して増加させる資本金及び準備金の額は次のとおりであり、本件分割後における吸収分割承継会社の事業内容及び当社から承継する権利義務等に照らして相当であると判断しております。

資　本　金	19,995百万円
資本準備金	4,995百万円
利益準備金	0円

4　吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容の概要

貸借対照表

(2019年4月1日現在)

九州電力送配電株式会社　　(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10		
現金及び預金	10	負債合計	0
		(純資産の部)	
		株主資本	10
		資本金	5
		資本剰余金	5
		資本準備金	5
		純資産合計	10
資産合計	10	負債・純資産合計	10

5　吸収分割承継会社の成立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の概要

該当事項はありません。

6　当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の概要

該当事項はありません。

第３号議案　定款の一部変更について

本議案は、定時株主総会及び普通株主さまによる種類株主総会の議案です。

１　変更の理由

当社は、2014年８月、玄海及び川内の両原子力発電所の長期停止による危機的な財務状況を受け、株式会社日本政策投資銀行を割当先とする1,000億円の現行Ａ種優先株式（以下本議案に係る定款変更前の内容のＡ種優先株式を「現行Ａ種優先株式」といいます。）を発行いたしました。

その後、原子力の安全性向上に向けた自主的かつ継続的な取組みにより、2015年に川内原子力発電所１、２号機、2018年に玄海原子力発電所３、４号機の再稼働を果たし、原子力発電所４基体制を実現いたしました。また、事業全般にわたる徹底した経営効率化の取組みに、グループ一体となって最大限の努力を傾注した結果、収支・財務の改善に一定の目途が立ったところであり、2019年４月１日からは電気料金の値下げも実施したところであります。

今後も当社グループは、「ずっと先まで、明るくしたい。」をブランドメッセージとする「九電グループの思い」のもと、原子力の安全性向上と経営効率化の継続的な取組みに加え、電力・ガスの全面自由化を勝ち抜くための施策、成長事業の積極展開、新たな収益源の獲得を目指したイノベーションにグループ一体となって取り組むことで、持続的な成長を目指すとともに、更なる企業価値向上に努めてまいります。

しかしながら、今後の電気事業を取り巻く経営環境につきましては、エリアや業界を越えた競争が激しさを増しており、また、新市場の創設など電力システムに関する様々な制度改革が検討されるなど、依然として厳しく不確実な状況が続くものと認識しております。また、持続的な成長に向けた新たな事業の積極展開にあたっては、投資資金を安定的に調達していくことも必要と考えております。こうした事業環境を考慮すると、財務基盤の改善は当社の最重要課題の一つとなっております。

そうした中、現行Ａ種優先株式につきましては、発行から５年経過の2019年８月以降、株主さまに取得請求権が発生することを受け、今後の取扱いを検討してまいりましたが、優先株式による自己資本水準の維持は引き続き必要との判断のもと、現行Ａ種優先株式の内容を一部見直すことにより、資本性資金の安定的な確保と配当負担の軽減を図ることといたしました。

２　変更の内容

変更の内容は次の「現行定款・変更案対比表」のとおりであります。

なお、本議案に係る定款の一部変更は、2019年６月28日に効力を生じるものといたします。

現行定款・変更案対比表

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第２章の２　　Ａ種優先株式	第２章の２　　Ａ種優先株式
（優先配当金）	（優先配当金）
第12条の２　当会社は、剰余金の配当（Ａ種優先中間配当金（本条第５項に定義する。以下同じ。）を除く。）を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたＡ種優先株式を有する株主（以下「Ａ種優先株主」という。）またはＡ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ａ種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、Ａ種優先株式１株につき本条第２項に定める額の剰余金（以下「Ａ種優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、Ａ種優先配当金の全部または一部の配当（本条第３項に定める累積未払Ａ種優先配当金の配当を除き、Ａ種優先中間配当金を含む。）がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。	第12条の２　当会社は、剰余金の配当（Ａ種優先中間配当金（本条第５項に定義する。以下同じ。）を除く。）を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたＡ種優先株式を有する株主（以下「Ａ種優先株主」という。）またはＡ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ａ種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、Ａ種優先株式１株につき本条第２項に定める額の剰余金（以下「Ａ種優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、Ａ種優先配当金の全部または一部の配当（本条第３項に定める累積未払Ａ種優先配当金の配当を除き、Ａ種優先中間配当金を含む。）がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。また、Ａ種優先配当金の配当の基準日からＡ種優先配当金の支払いが行われる日までの間に、当会社が第12条の３に従い残余財産の分配を行ったまたは第12条の７もしくは第12条の８に従いＡ種優先株式を取得した場合には、当該Ａ種優先株式につき当該基準日にかかる剰余金の配当を行うことを要しない。
２　Ａ種優先配当金の額は、１株につき3,500,000円とする。	２　Ａ種優先配当金の額は、１株につき2,100,000円とする（ただし、2020年３月31日を基準日とする剰余金の配当額は1,599,452円とする。）。
３　ある事業年度に属する日を基準日として、Ａ種	３　ある事業年度に属する日を基準日として、Ａ種

現　行　定　款	変　更　案
優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対して支払う１株あたりの剰余金の配当（以下に定める累積未払Ａ種優先配当金の配当を除き、Ａ種優先中間配当金を含む。）の額の合計額が当該事業年度に係る本条第２項に定めるＡ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率3.5％（以下「Ａ種優先配当率」という。）で１年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、１年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第１位まで計算し、その小数第１位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払Ａ種優先配当金」という。）については、Ａ種優先配当金、Ａ種優先中間配当金および普通株主もしくは普通登録株式質権者に対する配当金の支払いに先立って、これをＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対して支払う。	優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対して支払う１株あたりの剰余金の配当（以下に定める累積未払Ａ種優先配当金の配当を除き、Ａ種優先中間配当金を含む。）の額の合計額が当該事業年度に係る本条第２項に定めるＡ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、払込金額に対し年率2.1％（以下「Ａ種優先配当率」という。）で１年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、１年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第１位まで計算し、その小数第１位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払Ａ種優先配当金」という。）については、Ａ種優先配当金、Ａ種優先中間配当金および普通株主もしくは普通登録株式質権者に対する配当金の支払いに先立って、これをＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対して支払う。
４　Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対しては、同一事業年度内に、本条第２項に定めるＡ種優先配当金の額を超えて剰余金を配当しない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロもしくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは同法第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。	４　Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対しては、同一事業年度内に、本条第２項に定めるＡ種優先配当金および累積未払Ａ種優先配当金の額を超えて剰余金を配当しない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロもしくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第１項第12号ロもしくは同法第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
５　当会社は、毎年９月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたＡ種優先株主または	５　当会社は、毎年９月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたＡ種優先株主または

現　行　定　款	変　更　案
Ａ種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につき当該基準日の属する事業年度における本条第２項に定めるＡ種優先配当金の額の２分の１に相当する額（１円に満たない金額は切り上げる。）（以下「Ａ種優先中間配当金」という。）を配当する。	Ａ種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につき当該基準日の属する事業年度における本条第２項に定めるＡ種優先配当金の額の２分の１に相当する額（１円に満たない金額は切り上げる。）（以下「Ａ種優先中間配当金」という。）を配当する（ただし、2019年９月30日を基準日とする剰余金の配当額は546,575円とする。）。
（残余財産の分配） 第12条の３　当会社は、残余財産を分配するときは、Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株あたりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額」という。）を支払う。 （基準価額算式） １株あたりの残余財産分配価額＝100,000,000円＋累積未払Ａ種優先配当金＋前事業年度未払Ａ種優先配当金＋当事業年度未払優先配当金額 上記算式における「累積未払Ａ種優先配当金」は、残余財産分配がなされる日（以下「残余財産分配日」という。）を実際に支払われた日として、第12条の２第３項に従い計算される額の合計額のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていない額とし、「前事業年度未払Ａ種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下本条において「前事業年度」という。）に係るＡ種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われ	（残余財産の分配） 第12条の３　当会社は、残余財産を分配するときは、Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株あたりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額」という。）を支払う。 （基準価額算式） １株あたりの残余財産分配価額＝100,000,000円＋累積未払Ａ種優先配当金＋前事業年度未払Ａ種優先配当金＋当事業年度未払Ａ種優先配当金額 上記算式における「累積未払Ａ種優先配当金」は、残余財産分配がなされる日（以下「残余財産分配日」という。）を実際に支払われた日として、第12条の２第３項に従い計算される額の合計額のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていない額とし、「前事業年度未払Ａ種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下本条において「前事業年度」という。）に係るＡ種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われ

現　行　定　款	変　更　案
ていないＡ種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るＡ種優先配当金の不足額（ただし、累積未払Ａ種優先配当金に含まれる場合を除く。）とし、また、「当事業年度未払優先配当金額」は、100,000,000円にＡ種優先配当率を乗じて算出した金額について、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間の実日数につき日割計算により算出される金額（ただし、残余財産分配日が平成27年３月31日に終了する事業年度に属する場合は3,500,000円）から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に当該事業年度に属する日を基準日として支払われた配当（累積未払Ａ種優先配当金および前事業年度未払Ａ種優先配当金を除き、Ａ種優先中間配当金を含む。）がある場合における当該配当の累積額を控除した金額とする。 　なお、当該計算は、１年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第１位まで計算し、その小数第１位を四捨五入する。 　Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対しては、基準価額を超えて残余財産の分配を行わない。	ていないＡ種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るＡ種優先配当金の不足額（ただし、累積未払Ａ種優先配当金に含まれる場合を除く。）とし、また、「当事業年度未払Ａ種優先配当金額」は、100,000,000円にＡ種優先配当率を乗じて算出した金額について、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間の実日数につき日割計算により算出される金額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に当該事業年度に属する日を基準日として支払われた配当（累積未払Ａ種優先配当金および前事業年度未払Ａ種優先配当金を除き、Ａ種優先中間配当金を含む。）がある場合における当該配当の累積額を控除した金額とする。 　なお、当該計算は、１年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第１位まで計算し、その小数第１位を四捨五入する。 　Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対しては、基準価額を超えて残余財産の分配を行わない。
（議 決 権） 第12条の４　Ａ種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会（種類株主総会を含む。）において議決権を有しない。	（議 決 権） 第12条の４　Ａ種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
〈新　　設〉	（種類株主総会における決議） 第12条の５　当会社が会社法第322条第１項各号に

現　行　定　款	変　更　案
	掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、Ａ種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
（株式の併合または分割、募集株式の割当て等） 第12条の5　当会社は、法令に定める場合を除き、Ａ種優先株式について株式の分割または併合を行わない。当会社は、Ａ種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。	（株式の併合または分割、募集株式の割当て等） 第12条の6　当会社は、法令に定める場合を除き、Ａ種優先株式について株式の分割または併合を行わない。当会社は、Ａ種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。
（金銭を対価とする取得請求権） 第12条の6　Ａ種優先株主は、当会社に対し、平成26年８月２日以降いつでも、金銭を対価としてＡ種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる（当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日」という。）。当会社は、この請求がなされた場合には、Ａ種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第２項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、Ａ種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてＡ種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきＡ種優先株式は取得請求される株式数に応じた比例按分の方法により決定する。 　Ａ種優先株式１株あたりの取得価額は、第12条の３に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第12条の３に定める基準価額の計算における「残余財産	（金銭を対価とする取得請求権） 第12条の7　Ａ種優先株主は、当会社に対し、2019年６月29日以降いつでも、金銭を対価としてＡ種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる（当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日」という。）。当会社は、この請求がなされた場合には、Ａ種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第２項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、Ａ種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてＡ種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきＡ種優先株式は取得請求される株式数に応じた比例按分の方法により決定する。 　Ａ種優先株式１株あたりの取得価額は、第12条の３に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第12条の３に定める基準価額の計算における「残余財産

現　行　定　款	変　更　案
分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。	分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。
（金銭を対価とする取得条項） 第12条の7　当会社は、平成26年８月２日以降の日で、当会社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、Ａ種優先株主またはＡ種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにＡ種優先株式の全部または一部を取得することができる（当該取得を行う日を、以下「金銭対価取得条項取得日」という。）。なお、一部を取得するときは、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべきＡ種優先株式を決定する。 　Ａ種優先株式１株あたりの取得価額は、第12条の３に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第12条の３に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。	（金銭を対価とする取得条項） 第12条の8　当会社は、2019年６月29日以降の日で、当会社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにＡ種優先株式の全部または一部を取得することができる（当該取得を行う日を、以下「金銭対価取得条項取得日」という。）。なお、一部を取得するときは、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべきＡ種優先株式を決定する。 　Ａ種優先株式１株あたりの取得価額は、第12条の３に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第12条の３に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

第４号議案　第三者割当によるＡ種優先株式の処分について

会社法第199条第２項及び第３項の規定に基づき、下記１記載の内容でＡ種優先株式を処分すること（以下「本第三者割当」といい、割り当てられる株式を「新Ａ種優先株式」といいます。）についてご承認をお願いするものであります。

なお、本第三者割当は、当社による現行Ａ種優先株式の全部の取得の効力が生じていること、本株主総会において第３号議案による定款変更に係る議案の承認が得られること、並びに2019年６月26日開催予定の普通株主さまによる種類株主総会及び現行Ａ種優先株主さまによる種類株主総会において本株主総会における第３号議案に係る定款変更を内容とする議案の承認が得られることを条件といたします。

１　募集事項の内容

(1)　募集株式の種類及び数

Ａ種優先株式　1,000株

（Ａ種優先株式の内容については、第３号議案「定款の一部変更について」をご参照ください。）

(2)　払込金額

１株につき100,000,000円

(3)　払込期日

2019年６月28日

(4)　処分方法

第三者割当の方法により、Ａ種優先株式1,000株を以下のとおり割り当てます。

株式会社みずほ銀行	400株
株式会社日本政策投資銀行	400株
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	200株

２　本第三者割当の理由

(1)　第三者割当の主な目的

上記第３号議案「１　変更の理由」に記載のとおり、当社は、優先株式による自己資本水準の維持は引き続き必要との判断のもと、現行Ａ種優先株式の内容を一部見直すことにより、資本性資金の安定的な確保と配当負担の軽減を図るため、上記「１　募集事項の内容」記載の要領により本第三者割当を行うことといたしました。

(2)　払込価額の算定根拠

当社は、新Ａ種優先株式の優先配当金（１株につき年2,100,000円）（ただし、2020年３月31日を基準日とする剰余金の配当額は1,599,452円とします。）、新Ａ種優先株式の株主が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件を考慮し、当社の置かれた経営環境及び財務状況並びに新Ａ種優先株式の流動性等を総合的

に勘案のうえ、新Ａ種優先株式の割当条件（割当先との投資契約における条件を含みます。）は合理的であると判断しております。

また、当社は、当社及び割当先から独立した第三者機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）に新Ａ種優先株式の価格算定を依頼し、同社が一定の条件（新Ａ種優先株式に係る優先配当金、金銭を対価とする取得条項、金銭を対価とする取得請求条項、当社のクレジットスプレッド等）を考慮したうえで社債型優先株式の評価において一般的な価格算定モデルを用いて算定した新Ａ種優先株式の公正価値に関する評価報告書を受領しております。

新Ａ種優先株式の払込金額は、赤坂国際会計が算定した株式価値のレンジの上限に対して10%以下のディスカウント率であり、当社としては、会社法上、割当先に特に有利な金額に該当しないと考えております。

しかしながら、市場価格のない優先株式の価値評価については、様々な考え方があり得ること等から、念のため、会社法第199条第２項及び第３項の規定に基づき、本定時株主総会での特別決議によるご承認をお願いするものであります。

(3) 割当先を選定した理由

新Ａ種優先株式の割当先は当社の主要取引金融機関であり、新Ａ種優先株式の割当により、普通株式の希薄化を回避しつつ自己資本の増強を図るという当社の方針にご理解をいただいたことから、割当先として適切であると判断し、選定いたしました。

なお、当社は、割当先との間で、新Ａ種優先株式の引受けに関する投資契約（以下「本契約」といいます。）を締結することとしており、その概要は以下のとおりです。

① 金銭対価の取得請求権に関する制限

新Ａ種優先株式の内容として、割当先は、2019年６月29日以降、法令上可能な範囲で、所定の手続を経て、当社に対し、金銭と引換えに新Ａ種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとされ、かかる請求に応じ、当社は金銭を対価として新Ａ種優先株式を取得するものとされております。新Ａ種優先株式の取得価額は、１株当たりの払込金額に、取得日までの累積未払配当金の額及び取得日が属する事業年度における経過利息相当額（新Ａ種優先株式の処分要項に従って計算されます。）を加えた金額となります。

ただし、新Ａ種優先株式に係る金銭を対価とする取得請求権は、本契約において、（ⅰ）新Ａ種優先株式の払込期日から５年が経過した場合、（ⅱ）当社による本契約への違反があった場合、又は（ⅲ）当社の各事業年度及び各第２四半期会計期間の末日における純資産の部の金額が、当該各事業年度及び各第２四半期会計期間の末日現在の割当先の保有する新Ａ種優先株式の払込金額の総額を下回った場合に限り、その行使が可能とされております。

② 譲渡制限

新Ａ種優先株式の内容として譲渡制限は定められておりません。ただし、本契約上、割当先は、上記①記載の取得請求可能事由が発生するまでは、当社の事前の書面による承諾なくして新Ａ種優先株式の全部又は一部を譲渡することができないものとされております。

③ 割当先に対する遵守事項

当社は、本契約において、上記①及び②に記載の事項について合意しているほか、割当先に対して主として次に掲げる義務を負っております。

ア） 割当先に対して財務情報等を提供するほか、訴訟の開始その他当社の業務遂行、経営状況及び財務状況に重大な悪影響を及ぼす事由が発生した場合等に割当先に対して報告すること。

イ） 定款変更、減資、減準備金、合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又はその事業の全部若しくは重要な一部の第三者（当社の子会社及び関連会社を含みます。）への譲渡（いずれも当社の株主総会の決議を要する事項に限りますが、当社による2019年４月26日付公表の「法的分離に伴う吸収分割契約締結に関するお知らせ」に記載の2020年４月１日付で実施が予定されている、吸収分割による、当社から分割承継会社である九州電力送配電株式会社に対する、当社が営む一般送配電事業等に係る権利義務の承継を除きます。）を行おうとするときは、事前に割当先の書面による承諾を得たうえで行うこと。（ただし、当社は、割当先がかかる承諾の可否の判断に際し、当社の意向を最大限尊重し、不合理に拒絶又は留保しないものとする旨の確認を各割当先から得ております。また、当社は、新Ａ種優先株式割当が有価証券上場規程第444条に定める当社の株主の権利を毀損する行為には該当しない旨の確認を当社社外取締役から得ております。）

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任について

現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）14名は本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名の選任についてご承認をお願いするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の指名にあたっては、社外取締役を委員長とする人事等検討委員会からの答申を踏まえ、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会から指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

番号	氏　　名	現在の当社における地位及び担当
1	瓜生（うりう）　道明（みちあき）　再任	代表取締役会長
2	池辺（いけべ）　和弘（かずひろ）　再任	代表取締役 社長執行役員
3	佐々木（ささき）　有三（ゆうぞう）　再任	代表取締役 副社長執行役員、テクニカルソリューション統括本部長
4	薬真寺（やくしんじ）　偉臣（ひでおみ）　再任	代表取締役 副社長執行役員、ビジネスソリューション統括本部長、 ＣＳＲに関する事項、危機管理官
5	渡辺（わたなべ）　義朗（よしろう）　再任	代表取締役 副社長執行役員、エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長、 営業本部長
6	長（おさ）　宣也（のぶや）　新任	取締役監査等委員（常勤） 監査等委員会委員長
7	藤井（ふじい）　一郎（いちろう）　再任	取　締　役 常務執行役員、ビジネスソリューション統括本部人材活性化本部長、 社長室に関する事項
8	豊嶋（とよしま）　直幸（なおゆき）　再任	取　締　役 常務執行役員、原子力発電本部長
9	豊馬（とよま）　誠（まこと）　再任	取　締　役 常務執行役員、コーポレート戦略部門長
10	渡辺（わたなべ）　顯好（あきよし）　再任　社外　独立	取　締　役
11	菊川（きくかわ）　律子（りつこ）　再任　社外　独立	取　締　役

<table>
<tr><th>番号</th><th>氏　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
普通株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">
うり　う　みち　あき
瓜 生 道 明
（1949年３月18日生）
再　　任</td><td>1975年４月　当社入社
2009年６月　当社取締役常務執行役員火力発電本部長
2011年６月　当社代表取締役副社長火力発電本部長
2012年１月　当社代表取締役副社長
2012年４月　当社代表取締役社長
2018年６月　当社代表取締役会長
現在に至る
〈重要な兼職の状況〉
株式会社西日本シティ銀行社外取締役監査等委員</td><td>26,700株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔候補者とした理由〕
2009年に取締役に就任以来10年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2012年の代表取締役社長への就任を経て、2018年に代表取締役会長に就任し、取締役会議長を務めるなど、経営全般に携わっております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">
いけ　べ　かず　ひろ
池 辺 和 弘
（1958年２月17日生）
再　　任</td><td>1981年４月　当社入社
2014年６月　当社経営企画本部部長（経営戦略）
2016年６月　当社執行役員経営企画本部副本部長
2017年４月　当社執行役員コーポレート戦略部門副部門長
2017年６月　当社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長
2018年６月　当社代表取締役社長執行役員
現在に至る</td><td>8,200株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔候補者とした理由〕
2017年に取締役に就任以来２年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2018年に代表取締役社長執行役員に就任し、当社の経営全般にわたり業務執行の指揮を執っております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
</table>

番号	氏　　名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
3	 さ さ き　ゆう　ぞう **佐々木　有　三** (1953年４月18日生) **再　　任**	1978年４月　当社入社 2014年６月　当社取締役常務執行役員技術本部長 2016年６月　当社代表取締役副社長技術本部長 2017年４月　当社代表取締役副社長テクニカルソリューション統括本部長 2018年６月　当社代表取締役副社長執行役員テクニカルソリューション統括本部長 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 株式会社富士ピー・エス社外取締役 株式会社九電工社外監査役	３２,０００株
		〔候補者とした理由〕 2014年に取締役に就任以来５年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2016年の代表取締役副社長への就任を経て、2018年に代表取締役副社長執行役員に就任し、土木部門をはじめ経営全般にわたり社長執行役員の業務執行を補佐しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。	

<table>
<tr><th>番号</th><th>氏　　名
(生 年 月 日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
普通株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td rowspan="2">
やくしんじ　ひで　おみ
薬真寺　偉　臣
(1953年４月８日生)
再　　任</td><td>1976年４月　当社入社
2012年６月　当社取締役上席執行役員立地本部長兼地域共生本部長
2013年６月　当社取締役常務執行役員立地本部長兼地域共生本部長
2014年６月　当社取締役常務執行役員地域共生本部長
2017年４月　当社取締役常務執行役員ビジネスソリューション統括本部地域共生本部長
2018年６月　当社代表取締役副社長執行役員ビジネスソリューション統括本部長、ＣＳＲに関する事項、危機管理官
現在に至る
〈重要な兼職の状況〉
株式会社ＲＫＢ毎日ホールディングス社外取締役</td><td>13,001株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔候補者とした理由〕
2012年に取締役に就任以来７年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2018年に代表取締役副社長執行役員に就任し、総務部門をはじめ経営全般にわたり社長執行役員の業務執行を補佐しております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td rowspan="2">
わたなべ　よしろう
渡　辺　義　朗
(1954年１月25日生)
再　　任</td><td>1977年４月　当社入社
2014年６月　当社上席執行役員経営管理本部長
2015年６月　当社取締役常務執行役員お客さま本部長
2015年７月　当社取締役常務執行役員営業本部長
2017年４月　当社取締役常務執行役員エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長、営業本部長
2018年６月　当社代表取締役副社長執行役員エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長、営業本部長
現在に至る</td><td>15,448株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔候補者とした理由〕
2015年に取締役に就任以来４年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2018年に代表取締役副社長執行役員に就任し、営業部門をはじめ経営全般にわたり社長執行役員の業務執行を補佐しております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>氏　　名
(生 年 月 日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
普通株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td rowspan="2">
おさ　　のぶ　や
長　　宣　也
(1954年12月28日生)
新　　任</td><td>1977年４月　当社入社
2009年６月　当社経理部長
2011年６月　九州林産株式会社代表取締役社長
2011年６月　当社理事九州林産株式会社出向
2015年６月　九州林産株式会社代表取締役社長退任
2015年６月　当社監査役
2018年６月　当社取締役監査等委員、監査等委員会委員長
現在に至る</td><td>12,501株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔候補者とした理由〕
経理部長を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。
なお、2015年の監査役への就任を経て、2018年に取締役監査等委員に就任し、４年間にわたり当社の経営を監査しております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td rowspan="2">
ふじ　い　いち　ろう
藤 井 一 郎
(1956年７月21日生)
再　　任</td><td>1979年４月　当社入社
2012年６月　当社執行役員鹿児島支社長
2015年６月　当社執行役員人材活性化本部長
2016年６月　当社上席執行役員人材活性化本部長
2017年４月　当社上席執行役員ビジネスソリューション統括本部人材活性化本部長
2018年６月　当社取締役常務執行役員ビジネスソリューション統括本部人材活性化本部長、社長室に関する事項
現在に至る</td><td>15,290株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔候補者とした理由〕
2012年に執行役員に就任し、主に人事労務部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。
また、2018年に取締役に就任して以降、当社の経営に参画しております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>氏　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
普通株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td rowspan="2">
とよ　しま　なお　ゆき
豊　嶋　直　幸
（1956年10月27日生）
再　　任</td><td>1982年４月　当社入社
2012年７月　当社発電本部部長（原子力管理）兼原子力コミュニケーション本部部長
2015年６月　当社執行役員宮崎支社長
2017年４月　当社上席執行役員原子力発電本部副本部長
2018年６月　当社取締役常務執行役員原子力発電本部長
現在に至る</td><td>12,449株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔候補者とした理由〕
2015年に執行役員に就任し、主に原子力発電部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。
また、2018年に取締役に就任して以降、当社の経営に参画しております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">9</td><td rowspan="2">
とよ　ま　まこと
豊　馬　誠
（1959年１月１日生）
再　　任</td><td>1981年４月　当社入社
2014年７月　当社電力輸送本部部長（計画）
2016年６月　当社執行役員福岡支社長
2018年６月　当社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長
現在に至る</td><td>10,178株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔候補者とした理由〕
主に電力輸送部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しており、また、2016年に執行役員に就任しております。
さらに、2018年に取締役に就任して以降、当社の経営に参画しております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
</table>

番号	氏　　名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
10	 わたなべ　あきよし **渡 辺 顯 好** (1942年８月10日生) **再　　任** **社外取締役** **独立役員** **取締役会出席回数** **１８ / １９**	1996年６月　トヨタ自動車株式会社取締役 1998年６月　トヨタ自動車九州株式会社取締役（非常勤） 2001年６月　トヨタ自動車株式会社常務取締役 2002年６月　同上退任 2002年６月　トヨタ自動車九州株式会社代表取締役社長 2007年５月　社団法人九州経済連合会（現一般社団法人九州経済連合会）副会長（2015年６月まで） 2008年６月　トヨタ自動車九州株式会社代表取締役会長 2009年６月　当社取締役 現在に至る 2011年６月　トヨタ自動車九州株式会社相談役 2011年６月　株式会社九電工取締役（非常勤） 現在に至る 2015年６月　トヨタ自動車九州株式会社相談役退任 〈重要な兼職の状況〉 株式会社九電工社外取締役	１６,５００株
		〔候補者とした理由〕 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と識見を有しており、当社社外取締役として相応しい人格・識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただけ、かつ、その監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。	

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社普通株式の数
11	 きく　かわ　りつ　こ 菊川律子 (1952年2月22日生) **再任** **社外取締役** **独立役員** **取締役会出席回数** **17／19**	1974年4月　福岡県庁入庁 2005年4月　福岡県立社会教育総合センター所長 2007年4月　福岡県立図書館長 2008年3月　福岡県退職 2008年4月　独立行政法人国立青少年教育振興機構理事 2011年3月　同上退任 2012年4月　国立大学法人九州大学理事 2014年9月　同上退任 2014年10月　放送大学学園特任教授福岡学習センター所長 現在に至る 2015年6月　当社取締役 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 放送大学学園特任教授福岡学習センター所長	3,200株
		〔候補者とした理由〕 主として教育分野など長年にわたる国及び地方行政での豊富な経験と識見を有しており、当社社外取締役として相応しい人格・識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただけ、かつ、その監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。	

（注） 1　当社は、渡辺顯好氏、菊川律子氏との間に、それぞれ会社法第423条第１項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しており、両氏が選任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。

2　渡辺顯好氏、菊川律子氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。

3　渡辺顯好氏、菊川律子氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、両氏が選任された場合、各証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html）に掲載しております。

4　渡辺顯好氏は、当社の関連会社である株式会社九電工の社外取締役を務めております。

同社が受注した築上町し尿処理施設建設工事に関連して、2019年３月、公契約関係競売入札妨害で同社従業員１名が起訴され、また、同年４月、贈賄又は談合で上記従業員１名を含む同社従業員４名が起訴されました。渡辺顯好氏は、事前には当該事案を認識しておりませんでしたが、日頃から同社取締役会等においてコンプライアンスの重要性と法規法令遵守の徹底に関する提言を行っております。また、同氏は、当該事案を知った後においては、同社に設置された調査委員会の委員として、事実関係の把握、原因の究明を進めるとともに、コンプライアンス体制の一層の整備と活動の推進及び再発防止のための意見表明を行うなど、その職責を果たしております。

5　菊川律子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、国立大学法人九州大学理事などの幅広い経験により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

6　渡辺顯好氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって10年であります。

7　菊川律子氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって４年であります。

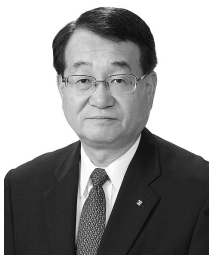
第６号議案　監査等委員である取締役１名選任について

監査等委員である取締役 長　宣也氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、あらためて監査等委員である取締役１名の選任についてご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、社外取締役を委員長とする人事等検討委員会からの答申を踏まえ、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社普通株式の数
 漆間（うるま）道宏（みちひろ） （1954年７月24日生） **新　　任**	1977年４月　当社入社 2009年６月　当社総務部長 2011年６月　当社理事社団法人九州経済連合会（現一般社団法人九州経済連合会）出向 2013年６月　株式会社博多ステーションビル代表取締役社長 現在に至る 2013年６月　当社理事株式会社博多ステーションビル出向 2018年６月　当社執行役員株式会社博多ステーションビル出向 現在に至る	９,９００株
	〔候補者とした理由〕 経理部門や監査役室長を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、適正な監査・監督を行う能力を有しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、監査等委員である取締役に適任であると判断しております。	

（注）　漆間道宏氏が選任された場合、当社は、同氏との間に、会社法第423条第１項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。

＜株主提案（第７号議案から第12号議案まで）＞

第７号議案から第12号議案までは、株主提案（52名）によるものであります。

第７号議案　取締役池辺和弘氏解任について

◆提案内容

取締役池辺和弘氏を、以下の理由により解任します。

◆提案理由

原子力規制委員会の更田委員長は「川内原発１号機を初めとして電力３社の９基の原発に課せられた特重施設の建設が５年の期限内に完成しない場合でも猶予期間の延長はあり得ない」と発言した。2011年３月11日に起きた福島原発事故では免震重要棟が半年前に完成していたため、事故を最小限に食い止めることができた。もし、免震重要棟がなかったら、運転員は原子炉に近づくことさえできずに全員避難して、原子炉の冷却も制御もできなくなっていた。それほど重要なバックアップ施設である「緊急時対策所」をコストが安いという理由で16年には「免震重要棟」から「耐震施設」に格下げを行い、その上「特定重大事故等対処施設」の５年の期限も守らない。正に当会社取締役会の安全軽視と利益優先の結果が、株主をはじめお客様に多大な不利益を強いることになる。その責任を取り、取締役池辺和弘氏を解任する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、新規制基準に基づき、重大事故等に対処するための緊急時対策所として、耐震性を有する代替緊急時対策所を設置し、現在、運用を行っております。また、更なる安全性向上の取組みとして、緊急時対策要員への支援機能を充実させた、耐震性を有する緊急時対策棟を設置することとしております。

特定重大事故等対処施設については、早期の完成を目指し、専任のチームによる迅速な審査対応及び24時間連続作業等による現地工事の工期短縮に最大限の努力を行ってきており、今後も、継続して取り組んでまいります。

池辺取締役は、原子力発電の安全性向上の取組みを含め、様々な経営課題に対し真摯に取り組むとともに、経営全般にわたりその手腕を発揮し、当社事業の発展のため尽力しております。また、法令及び定款に従い、取締役として忠実に職務を遂行しており、解任を求められる事由はありません。

第 8 号議案　定款の一部変更について (1)

◆提案内容

定款に以下の章と条文を新設し、現行定款に追加します。

第 8 章　その他
（原発廃炉計画凍結、及び技術検討・調査委員会の設置）
第40条　当会社は、原発廃炉計画を凍結し、新たに技術検討・調査委員会を設置する。なお、技術検討・調査委員会は取締役を長とし、各専門家・立地地域周辺住民・消費者・その他で構成する。

◆提案理由

当会社は、玄海原発 1 、 2 号機の廃炉を決定した。 1 号機の廃止措置計画では、低レベル放射性廃棄物が約2910トンと推定されている。 2 号機も同量を推定。我が国で最初に廃止が決まった原発は、日本原子力発電株式会社の東海発電所である。廃炉作業は01年に始まり、原子炉の解体は当初、11年度からの予定だったが延期を繰り返し、24年度開始となっている。廃炉完了予定も30年度にずれ込む見込みである。原因は技術を含めた廃炉設計が未熟であることにある。また、廃炉作業で出る低レベル放射性廃棄物は計約 2 万 7 千トンを想定している。当社が想定する量がいかに低いかがわかる。地元玄海町では、「廃棄物を置く町には住めない」という声も上がる。また、各自治体首長からは、作業過程の細かな報告が要請されている。廃炉技術が確立していないことは明らかである。よって当会社は、原発廃炉計画を凍結し、新たに技術検討・調査委員会を設置する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、玄海原子力発電所 1 号機について、原子炉等規制法に基づき廃止措置計画を定め、原子力規制委員会の認可を得て、廃止措置を進めております。

玄海原子力発電所 2 号機については、本年 4 月 9 日、電気事業法に基づき廃止に係る届出を行い、現在、廃止措置に向けた準備を行っております。

また、これまでに、国内外で約170の原子炉の廃止措置が進められ、そのうち17基（2018年12月現在）の措置が完了していることから、廃止措置技術は確立されていると考えております。

当社は、これからも、国内外の廃止措置に係る様々な知見を取り入れることにより安全性の向上等を図りながら、玄海原子力発電所 1 、 2 号機の廃止措置を着実に進めてまいります。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

第 9 号議案　定款の一部変更について (2)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（使用済核燃料乾式貯蔵施設に関する宣言） 第41条　当会社は、消費するあてのない余分なプルトニウムは保有しない。よって、具体的なプルトニウム利用計画が確定するまで乾式貯蔵施設の建設は行わないことを宣言する。

◆提案理由

使用済核燃料乾式貯蔵施設の計画に対し、「半永久的な貯蔵につながるのではないか」という佐賀県民の不安な声がある。それに対し当社は、搬出できるものは全て（六ヶ所再処理工場へ）持っていくこととしている。核燃料サイクルが基本で、ずっと貯蔵することは考えていないとも。しかし六ヶ所再処理工場が完成しても、持ち出すことはできない。何故なら、原子力委員会は2018年 7 月31日、「再処理等の計画の認可に当たっては、六ヶ所再処理工場、MOX燃料加工工場及びプルサーマルの稼働状況に応じて、プルサーマルの着実な実施に必要な量だけ再処理が実施されるよう認可を行う」ことを決定した。当会社は2017年12月末時点で仏国に73kg、英国に1,033kgのプルトニウムを保有するが、このプルトニウムの利用計画が六ヶ所再処理工場を動かす前提となる。ところが当会社はその計画を持っていない。よって、乾式貯蔵施設の建設は行わない。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

国は、2018年 7 月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針としており、当社は、玄海原子力発電所 3 号機のプルサーマル運転を、今後とも着実に進めてまいります。

また、当社の使用済燃料については、六ヶ所再処理工場に搬出することを基本方針としており、搬出するまでの間安全に貯蔵するため、現行のプール方式に加え、乾式貯蔵施設を設置することとしております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

第10号議案　定款の一部変更について（3）

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（福島原発事故健康被害調査基金の設立と運営委員会の設置）
第42条　当会社は、福島原発事故による健康被害の調査のための基金を設立し、基金運営委員会を設置する。
（1）　他の原発を持つ電力会社や多方面にも呼びかけ、電力会社の原発事故についての課題や問題意識と知見を深めるためにこれを行う。
（2）　運営委員会の構成は、立地住民、自治体関係者、各専門家、市民などとする。

◆提案理由

福島原発事故の収束は、８年を経過した今も展望が見えない。部分的な除染は進められているが、同一敷地内でも汚染のばらつきが大きく、強行される帰還事業は避難者の不安に応えていない。山野の除染は手つかずで近づくことすらできない。そこに生業を持つ人たちは日々、文字通り息を詰めて立ち入っている現状と聞く。環境への影響は即健康被害につながっているが、国は事故直後から「放射能医学総合研究所」の「疫学調査不要」の進言により、指標となる甲状腺がん内部被ばく調査の本格的調査に取り組まなかったため、福島県が「県民健康調査」を始めた。2018年３月時点で子どもの甲状腺がんの発症や疑いは196人とされているが、このデータの不十分さへの批判も続いている。日本では「環境基本法」から原発関連は除外されていたが、ようやく条文に取り入れられた。当会社は、電力会社のプライドをかけた社会貢献事業として取り組む。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

福島県においては、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散や避難等を踏まえ、国が交付金を拠出した基金を活用し、疾病の予防、早期発見、早期治療や将来にわたる福島県の皆さまの健康の維持、増進を図ることを目的として、県民健康調査が実施されております。

定款は、株式に関する事項や株主総会及び取締役に関する事項など、当社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

第11号議案　定款の一部変更について（4）

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（託送料金適正化委員会の設置）
第43条　当会社に託送料金監視委員会を設置し、託送料金の透明化を図る。なお、監視委員会は取締役を長とし、各専門家・新電力事業者・消費者・その他で構成する。

◆提案理由

当会社の託送料金は１kWh当たり平均で、低圧向け8.30円、高圧向け3.84円、特別高圧向け2.09円となっている。資源エネルギー庁によると、送配電部門の人件費や送配電設備に係る修繕費、減価償却費などが根拠で、一般家庭向け電気料金の30～40％程度を目安に設定されている。ところが、この託送料金には「使用済燃料再処理等既発電費相当額」と「電源開発促進税」が含まれている。こうした隠れた「原発負担金」が、2020年からは更に上積みされる。原発事故賠償費用だ。さらに、玄海原発１、２号機のように、より早く廃炉を決めた原発が現れた場合も、解体引当金の未引当額や設備の残存簿価等を託送料金として回収するという。あるいは競争力のない原発のため税金で補助しようという動きもある。これも託送料金に上積みされるかも。よって当会社に託送料金監視委員会を設置し、託送料金の内訳を開示することで透明化を図る。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

託送料金については、法令に基づいて当社が算定し経済産業大臣の認可を受けることとなっており、認可プロセスにおいては、経済産業大臣が電力・ガス取引監視等委員会の意見を聴いたうえで認可を行うこととされております。

さらに、平成28年度からは、現行の託送料金の適正性を確保するため、電力・ガス取引監視等委員会により定期的に公開の場で託送収支の事後評価が実施されております。

以上のプロセスに加え、認可申請書及び収支実績について、その内訳を含め当社ホームページに公表することにより託送料金の透明性を確保しております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

第12号議案　定款の一部変更について (5)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（核燃料サイクル事業に関する宣言）
第44条　我が国の技術では再処理工場は完成しない。よって当会社は、核燃料サイクル事業から撤退することを宣言する。

◆提案理由

原子力発電により発生した使用済核燃料は、①資源の有効利用、②高レベル放射性廃棄物の減容化、③有害度低減の観点から再処理し、ウラン・プルトニウムを回収する。その後に残る高レベル放射性廃液はガラス原料と高温で溶かし合わせて固化（ガラス固化体）し、冷却のために30～50年間、貯蔵・管理した上で、地下深部（300mより深い）の安定した岩盤に埋設する（地層処分）、というのが国の方針である。ところが、この事業はガラス固化体製造ラインで止まっている。溶融炉のガラス温度を1200度付近に制御する我が国の電熱器方式では、融点が1600度を超えるルテニウムなど白金族を溶かすことができない。結果、ガラスと混ざらないこれらの金属が出口を塞いできた。わが国の電熱器方式ではこの問題を解決できない。新型溶融炉も結果は目に見えており、六ヶ所再処理工場が設計通り動くことはない。よって当会社は核燃料サイクル事業から撤退する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

国は、2018年７月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針としております。

また、日本原燃㈱の六ヶ所再処理工場では、ガラス固化設備の試験を終了しており、現在、2021年度上期の操業開始に向け、新規制基準の審査対応に取り組まれているところです。

当社としても、エネルギー資源に乏しい我が国において、将来にわたり安定してエネルギーを確保していくため、核燃料サイクルを確立し、限りある資源を有効利用することが必要であると考えており、安全確保を大前提に、必要な協力を継続してまいりたいと考えております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

—メ　モ—

—メ　モ—

議決権の行使についてのご案内

1　当日ご出席いただけない場合のご案内

議決権行使書、電磁的方法による議決権行使のほか、議決権を有する他の株主さまおひとりに委任して議決権をご行使いただけます。

2　書面による議決権行使のご案内

議決権行使書による議決権行使は、株主総会の前日（2019年６月25日〔火曜日〕）午後５時までに到着したものを受け付けいたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申しあげます。

3　電磁的方法による議決権行使のご案内

⑴　電磁的方法による議決権行使は、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト（https://www.web54.net 以下「議決権行使サイト」といいます。）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんのでご了承ください。

（電磁的方法により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となりますので、ご注意ください。）

⑵　電磁的方法による議決権行使は、株主総会の前日（2019年６月25日〔火曜日〕）午後５時までに行使されたものを受け付けいたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申しあげます。

⑶　書面と電磁的方法により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

⑷　電磁的方法により、複数回数の議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

⑸　議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへのダイヤルアップ接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主さまのご負担となります。

【パスワードのお取扱い】

① パスワードは、議決権を行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので、大切に保管ください。

② パスワードのお電話等によるご照会には、お答えいたしかねます。

③ パスワードは一定回数以上間違えて入力すると、ご利用できなくなります。この場合は、画面の案内に従ってお手続ください。

【電磁的方法による議決権行使のためのシステム環境】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

① インターネットにアクセスできること

② 画面の解像度が、横800ドット×縦600ドット（ＳＶＧＡ）以上であること

電磁的方法による議決権行使に関してパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記までお問い合わせください。

◆三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
電話　0120-652-031（フリーダイヤル）（午前９時～午後９時）

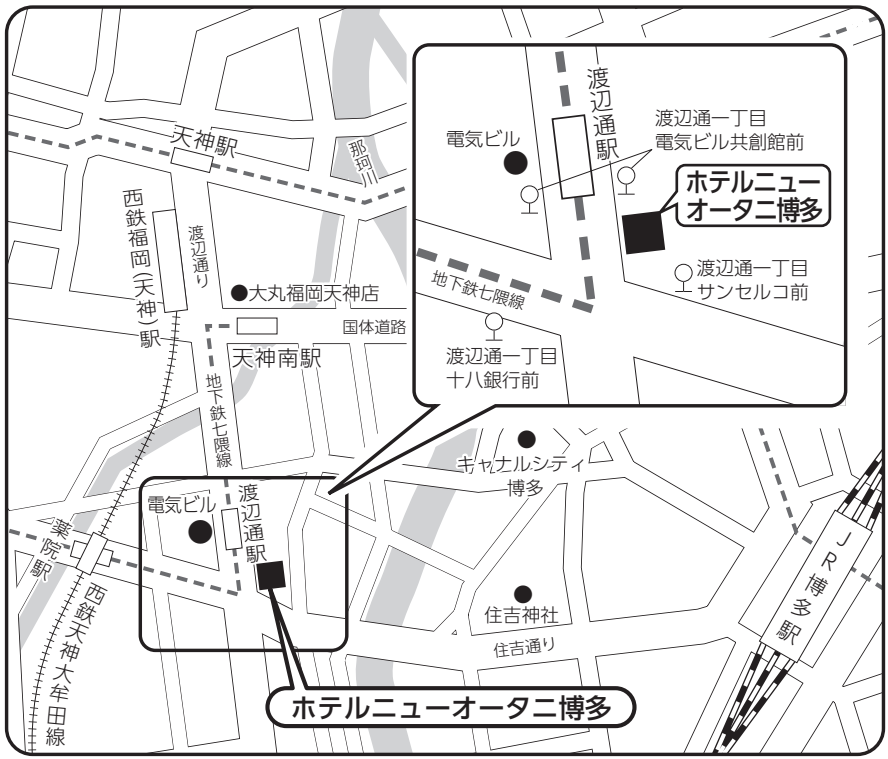
4　議決権電子行使プラットフォームのご案内

機関投資家の皆さまにつきましては、予めお申込みされた場合に限り、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内いたします。

以　上

株主総会会場ご案内図

福岡市中央区渡辺通一丁目１番２号
ホテルニューオータニ博多　４階「鶴の間」



交　　通　・ＪＲ博多駅より　　バス（約10分）
・天　神　よ　り　　バス又は地下鉄（約３～10分）
・西鉄薬院駅より　　徒歩（約７分）

お 願 い　・お車でのご来場はご遠慮ください。
・グループ会社商品の配布は取りやめさせていただいております。
何とぞご理解賜りますようお願い申しあげます。

お知らせ　・「株主総会決議のお知らせ」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html）への掲載のみとさせていただいておりますのでご了承ください。

1 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

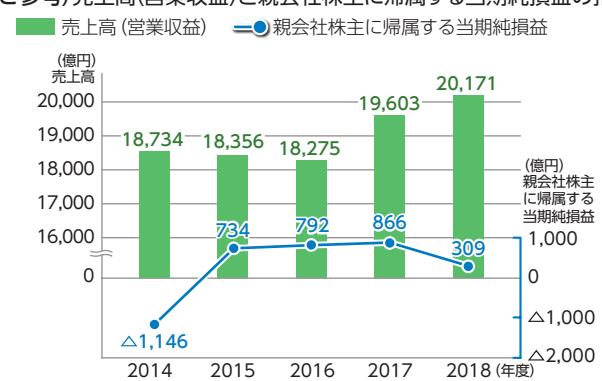
当期のわが国経済は、このところ輸出や生産の一部に弱さもみられますが、設備投資の増加などにより、緩やかに回復しました。九州経済も、総じてみると生産や輸出で弱めの動きとなっていますが、設備投資や個人消費の増加もあり、緩やかに拡大しました。

当社におきましては、玄海原子力発電所３、４号機が発電を再開し、原子力４基稼働体制が実現するなか、収支の改善、財務基盤の回復に向け、電力を中心としたエネルギー市場における需要獲得、海外エネルギー事業など成長事業への展開などに取り組むとともに、事業活動全般にわたる徹底した効率化に、グループ一体となって取り組んでまいりました。

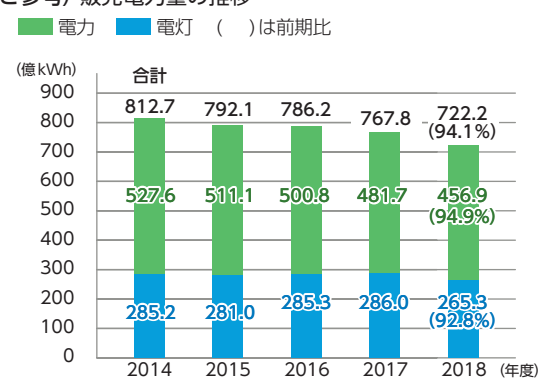
当期の業績につきましては、玄海原子力発電所の発電再開はありましたが、契約電力の減少や暖冬の影響などにより販売電力量が減少するなか、川内原子力発電所１、２号機の定期検査や送配電設備において安定供給に必要な保全工事を実施したことなどから、修繕費、諸経費などの費用が増加したことに加え、海外エネルギー事業に係る投資の評価損を持分法による投資損失に計上したことなどから、前期に比べ減益となりました。

当期の連結収支につきましては、収入面では、電気事業において、販売電力量の減少などにより電灯電力料が減少しましたが、再エネ特措法交付金や他社販売電力料が増加したことなどから、売上高(営業収益)は前期に比べ2.9%増の２兆171億円、経常収益は2.6%増の２兆276億円となりました。一方、支出面では、グループ一体となって費用削減に取り組んでいるなか、電気事業において、再生可能エネルギー電源からの他社購入電力料が増加したことや、川内原子力発電所の定期検査や送配電設備において安定供給に必要な保全工事を実施したことなどから、修繕費、諸経費などの費用が増加したことに加え、エネルギー関連事業において、海外投

(ご参考)売上高(営業収益)と親会社株主に帰属する当期純損益の推移



(ご参考) 販売電力量の推移



(注) 四捨五入のため、内訳と合計の数値が合わないことがあります。

資に係る評価損を持分法による投資損失に計上したことなどから、経常費用は3.8%増の１兆9,750億円となりました。

以上により、経常利益は前期に比べ28.7%減の525億円となりました。

また、前期に繰延税金資産を追加計上したことによる影響で、法人税等が増加したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は64.3%減の309億円となりました。

事業別の業績（内部取引消去前）は、次のとおりとなりました。

a 電気事業

当期の販売電力量につきましては、契約電力の減少や暖冬の影響などにより722億kWhとなり、前期に比べ5.9%の減少となりました。

一方、供給面につきましては、原子力４基の安定稼働に加え、火力・揚水等の総合的な運用及び国のルールに基づく再エネ出力制御の適切な実施により、安定して電力をお届けすることができました。

当期の業績につきましては、売上高は、販売電力量の減少などにより電灯電力料が減少しましたが、再エネ特措法交付金や他社販売電力料が増加したことなどにより、前期に比べ2.2%増の１兆8,486億円となりました。一方、営業費用は、グループ一体となって費用削減に取り組んでいるなか、再生可能エネルギー電源からの他社購入電力料が増加したことや、川内原子力発電所の定期検査や送配電設備において安定供給に必要な保全工事を実施したことなどから、修繕費、諸経費などの費用が増加したことなどにより、3.5%増の１兆7,869億円となりました。以上により、営業利益は24.2%減の617億円となりました。

b エネルギー関連事業

エネルギー関連事業は、電気設備の建設・保守など電力の安定供給に資する事業、お客さまのエネルギーに関する様々な思いにお応えするため、ガス・ＬＮＧ販売、再生可能エネルギー、エネルギーサービス事業等を展開しています。また、九電グループが培ってきた技術・ノウハウを活かし、海外エネルギー事業の強化や九州域外におけるエネルギー事業の展開などにも取り組んでいます。

売上高は、発電所建設・補修工事の増加や、九州域外での電力販売の増加及びＬＮＧ販売に係る収入の増加などにより、前期に比べ13.7%増の2,176億円、営業利益は、25.8%増の147億円となりました。

なお、当期において、営業外費用に海外エネルギー事業に係る投資の評価損を計上しています。

c 情報通信事業

情報通信事業は、保有する光ファイバ網やデータセンターなどの情報通信事業基盤や事業ノウハウを活用し、データ通信、光ブロードバンド、電気通信工事・保守、情報システム開発、データセンター事業等を展開しています。

売上高は、情報システム開発受託の減少などにより、前期に比べ1.2%減の1,054億円、営業利益は、IoTサービスの開始に伴う広告宣伝費等の費用の増加などもあり、33.6%減の48億円となりました。

d その他の事業

その他の事業は、不動産、住宅関連サービス、有料老人ホーム事業等を主たる事業とする生活サービス事業と、環境・リサイクル事業を展開しています。

売上高は、不動産販売に係る収入の増加な

どにより、前期に比べ15.4%増の295億円、営業利益は、24.9%増の60億円となりました。

〈事業別の業績〉

	売上高			営業利益		
	金額（億円）	対前期増減（億円）	前期比（%）	金額（億円）	対前期増減（億円）	前期比（%）
電気事業	18,486	403	102.2	617	△ 196	75.8
エネルギー関連事業	2,176	261	113.7	147	30	125.8
情報通信事業	1,054	△ 12	98.8	48	△ 24	66.4
その他の事業	295	39	115.4	60	12	124.9
計	22,012	692	103.2	873	△ 179	83.0
内部取引消去	△1,841	△ 124	−	△ 8	13	−
連結	20,171	568	102.9	865	△ 165	84.0

(注)「電気事業」は、当社事業から附帯事業を除いたものであります。

2 対処すべき課題

当社は、「ずっと先まで、明るくしたい。」をブランド・メッセージとする「九電グループの思い」のもと、「低廉で良質なエネルギーをお客さまにお届けすることを通じて、お客さまや地域社会の生活や経済活動を支える」ことを使命に、事業活動を進めております。

電力・ガスの小売全面自由化等により経営環境が変化するなか、当社は、「九州電力グループ中期経営方針」に基づき、原子力発電所の早期再稼働、収支改善対策、小売全面自由化を勝ち抜くための取組みなどに、最大限の努力を傾注してまいりました。

また、来年４月に予定している送配電事業の分社化に向け、その準備を着実に進めるとともに、引き続き、九電グループが一体となって「日本一のエネルギーサービスを提供する企業グループ」を目標に、全力を挙げて以下の取組みを推進することにより、お客さまから信頼され、選ばれ続ける企業を目指してまいります。

Ⅰ 九州のお客さまのエネルギーに関する様々な思いにお応えしてまいります

○ **電力の安定供給**につきましては、電力設備の着実な保全、設備形成を図り、安全・安定運転を徹底してまいります。

原子力発電につきましては、経営の最重要課題として、特定重大事故等対処施設等の早期完成に向けて、引き続き最大限の努力を傾注するとともに、更なる安全性向上のための自主的かつ継続的な取組みを進めてまいります。

また、火力発電につきましては、本年12月営業運転開始予定の松浦発電所２号機の開発を着実に進め、競争力と安定性を備えた電源を確保してまいります。

さらに、再生可能エネルギーにつきましては、地熱や水力などの開発を積極的に進めてまいります。

また、電力の安定供給のために実施している太陽光などの出力制御につきましては、出力制御量の最小化に向け、これまでにシステムを開発することにより、九州から本州への再エネ送電可能量拡大に取り組みました。今後も、出力制御量の最小化や再生可能エネルギーの受入れ拡大に向けて、積極的に取り組んでまいります。

これらの取組みを進めるにあたっては、地球環境問題への対応をはじめ、今後の環境変化に柔軟に対応できるよう、各種電源によるバランスの取れた供給体制を構築してまいります。

○　**エネルギーサービスの提供**につきましては、「電気をお届けする」会社から多様な「エネルギーサービスを提供する」企業グループを目指し、お客さまのニーズにお応えできる最適なサービスを、グループ一体となってお届けしてまいります。

本年４月には、４基の原子力発電所が再稼働したことと経営効率化の取組状況を反映して、電気料金を値下げするとともに、お客さまのニーズを捉えた「すくすく赤ちゃんプラン」、「ＩＪＵターン応援プラン」の２つの料金プランを創設いたしました。

今後も、お客さまにお選びいただけるよう、お客さまとの接点を重視した「顔の見える営業」を展開するとともに、低廉な電気料金や魅力ある料金プランの提供など、エネルギーサービスの充実を図ることにより、競争力の強化に取り組んでまいります。

Ⅱ 九電グループの強みを活かして、成長市場で発展してまいります

○　**海外電気事業**につきましては、昨年５月、世界最大規模の地熱発電所であるインドネシアのサルーラ地熱発電所が全号機営業運転を開始しました。また、昨年５月に米国のクリーンエナジーガス火力、昨年８月に米国のサウスフィールドエナジーガス火力発電事業へ参画しました。今後も、参画事業に関するリスク管理機能を強化するとともに、電力需要の増加が見込まれるアジアでの開発案件に加え、早期に収益貢献を果たせる欧米案件にも積極的に取り組んでまいります。

さらに、海外コンサルティングにつきましても、海外事業の開発力強化に向け、引き続き、積極的に展開してまいります。

○　**九州域外における電気事業**につきましては、域外での電力販売による収益拡大に向け、安定・安価な電源確保を目的に、千葉県袖ケ浦市における火力発電所の開発について、引き続き、事業性を考慮した検討を進めてまいります。

また、九電みらいエナジー株式会社が実施している関東エリアでの電力販売につきましても、他社との提携を含め営業強化に努めてまいります。

○　**再生可能エネルギー事業**につきましては、地熱や水力を中心に開発を進めるとともに、下関バイオマスエナジー合同会社を設立し、国内最大級の木質専焼バイオマス発電所の開発を進めるなど、安定供給や環境への影響を考慮しながら国内外で積極的に展開してまいります。

Ⅲ 強固な事業基盤を築いてまいります

○　**事業の基盤となる人づくり**につきましては、競争時代を勝ち抜くことができるよう、変革を主導する人材を獲得・育成するとともに、一人ひとりが能力を最大限に発揮するためのダイバーシティ推進の取組みも進めてまいります。また、「九州電力健康宣言」のもと、従業員の健康保持・増進の取組みを進めるとともに、より一層の労働環境の整備を行い、労働生産性・働きがいの向上に向けた働き方改革に全社を挙げて取り組んでまいります。

さらに、**組織づくり**につきましては、急速な事業環境の変化へ迅速・柔軟に対応できる組織・業務運営体制の構築を目指してまいります。

○　**財務基盤・競争力**につきましては、財務目標に定めた自己資本比率などの目標を達成するため、海外電気事業をはじめとする成長

事業への投資などによる収益の拡大や、徹底した効率化による競争力強化に取り組むことで、収支の改善、財務基盤の回復を図ってまいります。

- **安全・安心の追求**につきましては、当社グループの事業に関わるすべての人たちの安全を守り、その先にある安心と信頼につなげるため、「九電グループ安全行動憲章」を制定しており、憲章に基づく継続的な教育・訓練などを通じて、当社グループが目指す安全の永続的な徹底を図ってまいります。

  特に、原子力につきましては、自主的・継続的な安全対策に取り組むとともに、地域の皆さまの安心と信頼を高めていくため、分かりやすい情報発信やフェイス・トゥ・フェイスのコミュニケーション活動を継続してまいります。

  また、本年２月に廃止を決定した玄海原子力発電所２号機につきましても、今後、１号機と併せて、地域の皆さまとのコミュニケーションを密にしながら、安全を最優先に廃止措置を進めてまいります。

- **ＣＳＲ（企業の社会的責任）経営**につきましては、法令遵守はもとより、誠実かつ公正な行動により、社会から信頼される事業運営を徹底してまいります。

  また、迅速で分かりやすい情報発信を徹底し、事業活動の透明性を高めるとともに、社会とのコミュニケーション活動を強化し、いただいた声を事業運営に的確に反映してまいります。

  さらに、国際社会全体の「持続可能な開発目標」であるＳＤＧｓをはじめ、社会から解決を求められている課題について、九州地域の交流人口拡大につながる地域活性化への貢献や、九州の豊かな自然を守る環境活動の実施などに、グループの経営資源を活用し、積極的に取り組んでまいります。

今後、経営環境が急激に変化する中でも、当社グループが持続的に成長するため、これら３つの戦略の柱の着実な遂行に加え、新たな収益源の獲得を目指した**「未来の事業」の取組みを進めてまいります**

- 新たな事業やサービスを生み出す「KYUDEN i-PROJECT」の取組みについては、昨年７月、本プロジェクトの事業化第一弾として、ＡＩスピーカーとの対話による家電操作などを実現するＩoTサービス「QuUn（キューン）」を開始したほか、今後も、有望案件の事業化・サービス化に向けた検討を進めてまいります。
- 地域社会の課題解決に貢献し、九電グループの強みを活かせる事業・サービスへの挑戦として、都市開発やインフラサービスなどの分野へ積極的に参入してまいります。

  当社は他企業とコンソーシアムを組み、昨年12月に福岡市青果市場跡地活用事業における事業者に正式選定されたことに加え、民間委託が進む空港運営事業に取り組んでおり、本年４月から福岡空港の運営事業を開始したほか、熊本空港でも来年４月からの事業開始に向けて準備を進めているところです。

当社といたしましては、これらの取組みを通じて、ステークホルダーの皆さまへの価値提供を果たしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

（ご参考）九州電力グループ中期経営方針

○ 2030年のありたい姿

「日本一のエネルギーサービス」を提供する企業グループ
～やっぱり！エネルギーは九電グループ～

○ ありたい姿に向けた３つの戦略の柱

Ⅰ 基盤である九州において、「電気をお届けする」会社から「エネルギーサービスを提供する」企業グループとなり、お客さまのエネルギーに関する様々な思いにお応えし、地域・社会とともに発展していく

Ⅱ 九電グループが培ってきた強みを活かして、海外エネルギー事業、九州域外エネルギー事業、再生可能エネルギー事業で成長していく

Ⅲ 戦略実行に必要な組織力を強化し、強固な事業基盤を築く

○ 財務目標

（連結ベース）

項　目	目　標
自己資本比率（2021年度）	２０％程度
経常利益（2017～2021年度平均）	１,１００億円以上
成長投資（2017～2021年度累計）	４,２００億円

3 設備投資の状況

当期は、当社グループ（当社及び連結子会社）全体で総額3,698億円の設備投資を行いました。

事業区分	金額（億円）
電気事業	3,239
エネルギー関連事業	264
情報通信事業	217
その他の事業	25
内部取引消去	△ 48
合計	3,698

また、当期中に完成した設備及び建設中の設備のうち、主なものは次のとおりであります。

a 発電設備

	名称		出力（kW）
完成	汽力	新大分発電所3号系列第4軸（増設）	480,000
建設中	汽力	松浦発電所2号機（増設）	1,000,000
	地熱	大岳発電所（増設）	14,500

b 送電設備

	名称	電圧（kV）	亘長（km）
建設中	日向幹線（新設）	500	124.0

4 資金調達の状況

当期における当社グループ（当社及び連結子会社）全体の外部資金調達は次のとおりであります。

a　社　　債

発 行 額　　２，１００億円
償 還 額　　２，１９８億円

b　借　入　金

借 入 額　　３，３０４億円
返 済 額　　３，３９８億円

c　コマーシャル・ペーパー

発 行 額　　５８０億円
償 還 額　　５８０億円

5 財産及び損益の状況の推移（連結）

区分＼期	第92期 2015年度	第93期 2016年度	第94期 2017年度	第95期（当期） 2018年度
売上高（億円）	18,356	18,275	19,603	20,171
経常利益（億円）	909	942	736	525
親会社株主に帰属する当期純利益（億円）	734	792	866	309
１株当たり当期純利益（円）	155.17	159.97	175.56	58.05
総資産額（億円）	47,482	45,875	47,100	47,940

（注）「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当期（2018年度）より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、前期（2017年度）の金額は組替え後の金額で表示しております。

6 重要な子会社等の状況

a 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
株式会社キューデン・インターナショナル	23,150	100.0 (100.0)	海外電気・ガスその他のエネルギー事業を営む会社の有価証券取得及び保有
株式会社ＱＴｎｅｔ	22,020	100.0 (100.0)	電気通信回線の提供
大分エル・エヌ・ジー株式会社	7,500	98.0 (98.0)	液化天然ガスの受入、貯蔵、気化、送出及び販売
株式会社電気ビル	3,395	92.0 (90.4)	不動産の管理及び賃貸
九電みらいエナジー株式会社	3,004	100.0 (100.0)	再生可能エネルギー事業、エネルギー供給
北九州エル・エヌ・ジー株式会社	4,000	75.0 (75.0)	液化天然ガスの受入、貯蔵、気化、送出及び販売
串間ウインドヒル株式会社	2,821	51.0 (0.0)	風力発電による電力の販売
ニシム電子工業株式会社	300	100.0 (100.0)	電気通信機器製造販売、工事及び保守
株式会社キャピタル・キューデン	285	100.0 (100.0)	有価証券の取得、保有及び事業資金の貸付
九電テクノシステムズ株式会社	327	85.2 (81.4)	電気機械器具の製造、販売及び電気計測機器の整備、保守管理
株式会社九電ハイテック	200	100.0 (100.0)	電力設備の保守及び補修
西日本空輸株式会社	360	54.7 (54.7)	航空機による貨物の輸送
西日本プラント工業株式会社	150	85.0 (85.0)	発電所の建設及び保修工事
九州高圧コンクリート工業株式会社	240	51.3 (51.3)	コンクリートポールの生産及び販売
九電産業株式会社	117	100.0 (100.0)	発電所の環境保全関連業務
九電ビジネスソリューションズ株式会社	100	100.0 (100.0)	情報システム開発、運用及び保守
株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	100	61.3 (0.0)	コンピューターソフトウェアの開発及び販売
西日本技術開発株式会社	40	100.0 (68.8)	土木・建築工事の調査及び設計
九電不動産株式会社	32	98.1 (88.5)	不動産の賃貸及び用地業務の受託
九州メンテナンス株式会社	10	82.0 (34.0)	不動産の清掃、保守
キューデン・インターナショナル・ネザランド	6,545	100.0 (0.0)	海外電気事業会社の有価証券の取得及び保有
パシフィック・ホープ・シッピング・リミテッド	4,071	60.0 (60.0)	ＬＮＧ船の購入、保有、運航、定期傭船(貸出)
キュウシュウ・エレクトリック・オーストラリア社	百万米ドル 214	100.0 (100.0)	キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社の株式保有、管理(資金、税務、会計等)
キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社	百万米ドル 201	100.0 (0.0)	ウィートストーンＬＮＧプロジェクトの鉱区権益・資産保有、生産物引取・販売
キューデン・サルーラ	百万シンガポールドル 166	100.0 (0.0)	地熱発電事業
九電新桃投資股份有限公司	百万台湾ドル 2,400	100.0 (0.0)	新桃ＩＰＰ事業会社への出資
キューデン・バーズボロー	米ドル 1	100.0 (0.0)	海外電気事業会社への出資及び有価証券の取得並びに保有
キューデン・インターナショナル・クリーン	—	100.0 (0.0)	海外電気事業会社への出資
キューデン・インターナショナル・サウスフィールド・エナジー	—	100.0 (0.0)	海外電気事業会社への出資

(注) 1 出資比率は、当社が間接保有しているものも含めて記載しております。(括弧内は当社直接保有の比率であります。)
2 当期において、キューデン・バーズボロー、キューデン・インターナショナル・クリーン、キューデン・インターナショナル・サウスフィールド・エナジーを追加いたしました。

b　重要な関連会社の状況

会　社　名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
戸畑共同火力株式会社	9,000	50.0 (50.0)	火力発電事業
株式会社九電工	12,561	22.6 (22.5)	電気工事
株式会社福岡クリーンエナジー	5,000	49.0 (49.0)	廃棄物の処理及び電気・熱の供給
大分共同火力株式会社	4,000	50.0 (50.0)	火力発電事業
株式会社キューヘン	225	35.9 (35.9)	電気機械器具の製造及び販売
誠新産業株式会社	200	27.3 (18.0)	電気機械器具の販売
福岡エアポートホールディングス株式会社	100	27.7 (24.5)	空港運営事業への投資
株式会社九建	100	15.2 (15.2)	送電線路の建設及び保修工事
ｷｭｳｼｭｳ・ﾄｳﾎｸ・ｴﾝﾘｯﾁﾒﾝﾄ・ｲﾝﾍﾞｽﾃｨﾝｸﾞ社	百万ユーロ 62	50.0 (50.0)	ウラン濃縮事業への投資
エレクトリシダ・アギラ・デ・トゥクスパン社	百万メキシコペソ 641	50.0 (0.0)	天然ガスを燃料とした発電事業
エレクトリシダ・ソル・デ・トゥクスパン社	百万メキシコペソ 493	50.0 (0.0)	天然ガスを燃料とした発電事業

(注)　1　出資比率は、当社が間接保有しているものも含めて記載しております。(括弧内は当社直接保有の比率であります。)
　　2　当期において、福岡エアポートホールディングス株式会社を追加いたしました。

7 主要な事業内容

当期末の当社グループ（当社及び連結子会社）全体の主要な事業内容は次のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容
電気事業	電力供給
エネルギー関連事業	液化天然ガスの受入・貯蔵・気化・送出及び販売、再生可能エネルギー事業、エネルギー供給、電気機械器具の製造及び販売、電力設備の保守及び補修、発電所の建設及び保修工事、コンクリートポールの生産及び販売、発電所の環境保全関連業務、土木・建築工事の調査及び設計、ウィートストーンＬＮＧプロジェクトの鉱区権益・資産保有及び生産物引取・販売
情報通信事業	電気通信回線の提供、電気通信機器製造販売・工事及び保守、情報システム開発・運用及び保守
その他の事業	有価証券の取得・保有及び事業資金の貸付、不動産の管理及び賃貸、用地業務の受託

8 主要な事業所

a 当社の主要な事業所

(a) 本店及び支社

名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地
本店	福岡市	長崎支社	長崎市	鹿児島支社	鹿児島市
北九州支社	北九州市	大分支社	大分市	東京支社	東京都千代田区
福岡支社	福岡市	熊本支社	熊本市		
佐賀支社	佐賀市	宮崎支社	宮崎市		

(b) 主要な発電所

設備別		発電所名（所在地）
水力		天山（佐賀県）、松原、女子畑、柳又（以上大分県）、黒川第一、大平（以上熊本県）、上椎葉、岩屋戸、塚原、諸塚、山須原、西郷、小丸川、川原、一ツ瀬、大淀川第一、大淀川第二（以上宮崎県）
汽力		新小倉、苅田、豊前（以上福岡県）、松浦、相浦（以上長崎県）、新大分（大分県）、苓北（熊本県）、川内（鹿児島県）
原子力		玄海（佐賀県）、川内（鹿児島県）
内燃力		豊玉、新壱岐、福江第二、新有川（以上長崎県）、新種子島、竜郷、名瀬、新徳之島（以上鹿児島県）
新エネルギー等	風力	野間岬ウインドパーク（鹿児島県）
	地熱	滝上、大岳、八丁原、八丁原バイナリー（以上大分県）、大霧、山川（以上鹿児島県）

(注) 1 野間岬ウインドパーク発電所は、2019年４月１日をもって廃止いたしました。
2 玄海原子力発電所２号機は、2019年４月９日をもって廃止いたしました。
3 相浦発電所は、2019年４月30日をもって廃止いたしました。
4 豊前発電所１号機は、2019年６月中に廃止する予定であります。

b 重要な子会社の主要な事業所

会社名	本店所在地	会社名	本店所在地
株式会社キューデン・インターナショナル	福岡県福岡市	九電ビジネスソリューションズ株式会社	福岡県福岡市
株式会社ＱＴｎｅｔ	福岡県福岡市	株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	熊本県熊本市
大分エル・エヌ・ジー株式会社	大分県大分市	西日本技術開発株式会社	福岡県福岡市
株式会社電気ビル	福岡県福岡市	九電不動産株式会社	福岡県福岡市
九電みらいエナジー株式会社	福岡県福岡市	九州メンテナンス株式会社	福岡県福岡市
北九州エル・エヌ・ジー株式会社	福岡県北九州市	キューデン・インターナショナル・ネザランド	オランダ王国
串間ウインドヒル株式会社	宮崎県串間市	パシフィック・ホープ・シッピング・リミテッド	バハマ国
ニシム電子工業株式会社	福岡県福岡市	キュウシュウ・エレクトリック・オーストラリア社	オーストラリア連邦
株式会社キャピタル・キューデン	福岡県福岡市	キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社	オーストラリア連邦
九電テクノシステムズ株式会社	福岡県福岡市	キューデン・サルーラ	シンガポール共和国
株式会社九電ハイテック	福岡県福岡市	九電新桃投資股份有限公司	台湾
西日本空輸株式会社	福岡県福岡市	キューデン・バーズボロー	アメリカ合衆国
西日本プラント工業株式会社	福岡県福岡市	キューデン・インターナショナル・クリーン	アメリカ合衆国
九州高圧コンクリート工業株式会社	福岡県福岡市	キューデン・インターナショナル・サウスフィールド・エナジー	アメリカ合衆国
九電産業株式会社	福岡県福岡市		

9 従業員の状況

当期末の当社グループ（当社及び連結子会社）全体の従業員数は次のとおりであります。

事業区分	従業員数（名）
電気事業	10,962
エネルギー関連事業	6,544
情報通信事業	2,529
その他の事業	1,068
合計	21,103

（注） 従業員数は、就業人員で記載しております。

10 主要な借入先

当期末の当社グループ（当社及び連結子会社）全体の主要な外部借入先は次のとおりであります。

借入先	借入金残高（億円）
株式会社日本政策投資銀行	2,854
株式会社みずほ銀行	2,508
株式会社三井住友銀行	1,878
株式会社三菱UFJ銀行	1,440
明治安田生命保険相互会社	1,344
日本生命保険相互会社	1,000
株式会社国際協力銀行	975
株式会社福岡銀行	911
株式会社西日本シティ銀行	852
第一生命保険株式会社	560

2 会社の株式に関する事項

当期末の当社の株式に関する事項は次のとおりであります。

1 発行可能株式総数

a　普通株式　10億株

b　A種優先株式　1,000株

2 発行済株式の総数

a　普通株式　4億7,418万3,951株

b　A種優先株式　1,000株

3 株　主　数

a　普通株式　13万6,683名

b　A種優先株式　1名

4 大　株　主

a　普通株式

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	31,439	6.6
明治安田生命保険相互会社	22,882	4.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	18,988	4.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	13,106	2.8
日本生命保険相互会社	11,810	2.5
九栄会	10,677	2.3
株式会社みずほ銀行	9,669	2.0
株式会社福岡銀行	8,669	1.8
株式会社三井住友銀行	8,474	1.8
高知信用金庫	8,282	1.7

(注)　1　持株比率は、自己株式（233,498株）を除いて計算しております。
　　2　九栄会は、当社の従業員持株会であります。

b　A種優先株式

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社日本政策投資銀行	1,000	100.0

3 会社の新株予約権に関する事項

当社は、2017年３月30日付で、ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債を発行しております。

ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の概要

名称	2020年満期ユーロ円建取得条項付 転換社債型新株予約権付社債	2022年満期ユーロ円建取得条項付 転換社債型新株予約権付社債
社債の総額	750億円	750億円
新株予約権の数	7,500個	7,500個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本社債の額面金額の総額を 転換価額で除した数とする。	本社債の額面金額の総額を 転換価額で除した数とする。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権と引換えに 金銭の払込みは要しない。	本新株予約権と引換えに 金銭の払込みは要しない。
転換価額	1,410.5円	1,446.9円
新株予約権の行使期間	2017年４月13日から 2020年３月17日まで	2017年４月13日から 2022年３月17日まで
社債の残高	750億円	750億円

4 会社役員に関する事項

1 取締役の氏名等

氏　名	地　位	担　当	重要な兼職の状況
瓜生 道明	代表取締役会長		株式会社西日本シティ銀行社外取締役監査等委員
池辺 和弘	代表取締役	社長執行役員	
伊﨑 数博	代表取締役	副社長執行役員、 エネルギーサービス事業統括本部長	日本タングステン株式会社社外取締役
佐々木 有三	代表取締役	副社長執行役員、 テクニカルソリューション統括本部長	株式会社富士ピー・エス社外取締役 株式会社九電工社外監査役
薬真寺 偉臣	代表取締役	副社長執行役員、 ビジネスソリューション統括本部長、 ＣＳＲに関する事項、危機管理官	株式会社ＲＫＢ毎日ホールディングス社外取締役
渡辺 義朗	代表取締役	副社長執行役員、 エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長、営業本部長	
中村 明	取　締　役	常務執行役員、 原子力発電事業に係る社長特命事項	
山﨑 尚	取　締　役	常務執行役員、 送配電カンパニー社長	株式会社正興電機製作所社外取締役
犬塚 雅彦	取　締　役	常務執行役員、 ビジネスソリューション統括本部業務本部長	
藤井 一郎	取　締　役	常務執行役員、 ビジネスソリューション統括本部人材活性化本部長、社長室に関する事項	
豊嶋 直幸	取　締　役	常務執行役員、 原子力発電本部長	
豊馬 誠	取　締　役	常務執行役員、 コーポレート戦略部門長	
渡辺 顯好	取　締　役		株式会社九電工社外取締役
菊川 律子	取　締　役		放送大学学園特任教授福岡学習センター所長
長 宣也	取締役監査等委員（常勤）	監査等委員会委員長	
亀井 英次	取締役監査等委員（常勤）		
古荘 文子	取締役監査等委員		古荘土地有限会社代表取締役
井上 雄介	取締役監査等委員		九州債権回収株式会社代表取締役会長
古賀 和孝	取締役監査等委員		弁護士（古賀・花島法律事務所） マックスバリュ九州株式会社社外監査役

（注）　1　当社は、2018年６月27日開催の第94回定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。
2　取締役藤井一郎、同豊嶋直幸、同豊馬　誠の３氏及び取締役監査等委員 長　宣也、同亀井英次、同古荘文子、同井上雄介、同古賀和孝の５氏は、2018年６月27日開催の第94回定時株主総会において、新たに選任され就任しました。
3　代表取締役貫　正義、同佐藤尚文、同荒牧智之、取締役山元春義の４氏及び監査役平野俊明、同長　宣也、同亀井英次、同古荘文子、同井上雄介、同古賀和孝の６氏は、2018年６月27日開催の第94回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任しました。
4　取締役渡辺顯好、同菊川律子の両氏及び取締役監査等委員古荘文子、同井上雄介、同古賀和孝の３氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
5　取締役渡辺顯好、同菊川律子の両氏及び取締役監査等委員古荘文子、同井上雄介、同古賀和孝の３氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、各証券取引所に独立役員として届け出ております。
　なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html）に掲載しております。
6　取締役監査等委員 長　宣也氏は、当社の経理部長を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7　経営会議等の重要会議への出席、業務執行部門からの日常的な情報収集、内部監査部門等との緊密な連携により、監査の実効性を確保するため、取締役監査等委員 長　宣也、同亀井英次の両氏を、常勤の監査等委員に選定しております。
8　2018年６月27日開催の第94回定時株主総会において、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項に定める補欠の監査等委員である取締役として塩次喜代明氏が選任されております。

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である渡辺顯好、同菊川律子、同長　宣也、同亀井英次、同古荘文子、同井上雄介、同古賀和孝の７氏との間に、それぞれ会社法第423条第１項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しております。

3 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

a 監査等委員会設置会社移行前

区　　分	金　銭　報　酬		報酬等の総額（百万円）
	月例報酬（固定報酬）		
	員数（名）	総額（百万円）	
取　締　役	15	124	124
監　査　役	6	28	28
合　　計 （うち社外役員）	21 （ 5）	153 （ 10）	153 （ 10）

（注）1　当社は、2018年６月27日開催の第94回定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。

2　監査等委員会設置会社移行前には、当該事業年度に係る取締役賞与を支給しておりません。

3　株主総会決議による報酬限度額は次のとおりであります。

取締役（2007年６月28日開催の第83回定時株主総会で承認）

月例報酬　　月額　60百万円以内

賞　　与　　年額　140百万円以内

監査役（2006年６月29日開催の第82回定時株主総会で承認）

月例報酬　　月額　14百万円以内

b 監査等委員会設置会社移行後

区　　分	金　銭　報　酬				非　金　銭　報　酬		報酬等の総額（百万円）
	月例報酬（固定報酬）		賞与（短期業績連動）		株式報酬（中長期業績連動）		
	員数（名）	総額（百万円）	員数（名）	総額（百万円）	員数（名）	総額（百万円）	
取　締　役 （監査等委員を除く）	14	363	12	53	12	81	498
取　締　役 （監査等委員）	5	84	—	—	—	—	84
合　　計 （うち社外取締役）	19 （ 5）	448 （ 45）	12 （ —）	53 （ —）	12 （ —）	81 （ —）	583 （ 45）

（注）1　株主総会決議による報酬限度額は次のとおりであります。

取締役（監査等委員を除く）（2018年６月27日開催の第94回定時株主総会で承認）

月例報酬及び賞与　　年額　610百万円以内

株式報酬　　連続する３事業年度で390百万円以内

取締役（監査等委員）（2018年６月27日開催の第94回定時株主総会で承認）

月例報酬　　年額　130百万円以内

2　社外取締役及び取締役（監査等委員）は、取締役の職務執行への監督機能を有効に発揮するため、月例報酬のみとし、賞与及び株式報酬は支給しておりません。

4 社外役員に関する事項

a　重要な兼職先と当社との関係

(a)　**渡辺顯好**

同氏は、当社の関連会社である株式会社九電工の社外取締役を兼職しており、当社は同社と電気工事に関する業務委託などの取引を行っております。

(b)　**菊川律子**

同氏は、放送大学学園特任教授福岡学習センター所長を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示するべき関係はありません。

(c)　**古荘文子**

同氏は、古荘土地有限会社の代表取締役を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示するべき関係はありません。

(d)　**井上雄介**

同氏は、九州債権回収株式会社の代表取締役会長を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示するべき関係はありません。

(e)　**古賀和孝**

同氏は、古賀・花島法律事務所の弁護士（所長）及びマックスバリュ九州株式会社の社外監査役を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示するべき関係はありません。

b　当事業年度における主な活動状況

当期において開催された取締役会、監査役会及び監査等委員会への出席状況は次のとおりであり、各社外役員は、その経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

氏　名	地　位	出席回数／開催回数		
		取締役会	監査役会	監査等委員会
渡辺顯好	取締役	18回／19回	—	—
菊川律子	取締役	17回／19回	—	—
古荘文子	監査役	4回／6回	4回／5回	—
	取締役監査等委員	13回／13回	—	9回／11回
井上雄介	監査役	4回／6回	4回／5回	—
	取締役監査等委員	13回／13回	—	11回／11回
古賀和孝	監査役	6回／6回	5回／5回	—
	取締役監査等委員	13回／13回	—	11回／11回

(注)　当社は、2018年6月27日開催の第94回定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。

5 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　88百万円

（注）1　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2　監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

3 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　162百万円

（注）当社の重要な子会社である大分エル・エヌ・ジー株式会社、株式会社電気ビル、株式会社キャピタル・キューデン、九電不動産株式会社、キュウシュウ・エレクトリック・オーストラリア社、キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社、キューデン・サルーラ、九電新桃投資股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、ＣＳＲに関する助言業務、収益認識に関する会計基準の適用に関する助言業務、環境関連質問書対応助言業務に対する対価を支払っております。

5 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、公序良俗に反する行為があったと判断する場合、その他会計監査人に当社の監査を継続させることが相当でないと判断する場合には、当該会計監査人の解任又は不再任を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

連結貸借対照表（2019年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部

科目	金額
固定資産	**4,188,492**
電気事業固定資産	**2,388,366**
水力発電設備	256,516
汽力発電設備	184,455
原子力発電設備	357,642
内燃力発電設備	18,485
新エネルギー等発電設備	13,814
送電設備	590,832
変電設備	210,092
配電設備	628,549
業務設備	115,402
その他の電気事業固定資産	12,574
その他の固定資産	**368,086**
固定資産仮勘定	**665,622**
建設仮勘定及び除却仮勘定	587,629
原子力廃止関連仮勘定	45,592
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	32,400
核燃料	**267,824**
装荷核燃料	47,529
加工中等核燃料	220,294
投資その他の資産	**498,592**
長期投資	155,767
退職給付に係る資産	14,099
繰延税金資産	189,892
その他	140,750
貸倒引当金（貸方）	△ 1,916
流動資産	**605,547**
現金及び預金	218,236
受取手形及び売掛金	228,132
たな卸資産	91,827
その他	68,120
貸倒引当金（貸方）	△ 769
合計	**4,794,039**

負債及び純資産の部

科目	金額
固定負債	**3,105,099**
社債	1,089,897
長期借入金	1,576,280
退職給付に係る負債	99,600
資産除去債務	264,166
繰延税金負債	3,682
その他	71,472
流動負債	**1,014,731**
1年以内に期限到来の固定負債	452,478
短期借入金	115,063
支払手形及び買掛金	70,270
未払税金	20,346
その他	356,572
引当金	**8,958**
渇水準備引当金	8,958
負債合計	**4,128,789**
株主資本	**657,162**
資本金	237,304
資本剰余金	120,831
利益剰余金	300,551
自己株式	△ 1,524
その他の包括利益累計額	**△ 17,726**
その他有価証券評価差額金	4,090
繰延ヘッジ損益	△ 4,306
為替換算調整勘定	△ 3,582
退職給付に係る調整累計額	△ 13,928
非支配株主持分	**25,814**
純資産合計	**665,250**
合計	**4,794,039**

連結損益計算書（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

費用の部

科目	金額
営業費用	**1,930,606**
電気事業営業費用	1,771,776
その他事業営業費用	158,829
営業利益	(86,575)
営業外費用	**44,463**
支払利息	31,397
持分法による投資損失	2,822
その他	10,243
当期経常費用合計	**1,975,070**
当期経常利益	**52,544**
渇水準備金引当又は取崩し	**268**
渇水準備金引当	268
税金等調整前当期純利益	**52,276**
法人税等	**19,773**
法人税等	9,905
法人税等調整額	9,868
当期純利益	**32,502**
非支配株主に帰属する当期純利益	**1,532**
親会社株主に帰属する当期純利益	**30,970**

収益の部

科目	金額
営業収益	**2,017,181**
電気事業営業収益	1,844,850
その他事業営業収益	172,331
営業外収益	**10,432**
受取配当金	3,761
受取利息	439
固定資産売却益	1,368
その他	4,862
当期経常収益合計	**2,027,614**

計算書類

貸借対照表（2019年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部

科目	金額
固定資産	**3,845,941**
電気事業固定資産	**2,423,504**
水力発電設備	260,289
汽力発電設備	186,374
原子力発電設備	361,928
内燃力発電設備	19,176
新エネルギー等発電設備	14,131
送電設備	598,159
変電設備	213,899
配電設備	639,536
業務設備	117,433
休止設備	6,792
貸付設備	5,782
附帯事業固定資産	**8,490**
事業外固定資産	**3,857**
固定資産仮勘定	**642,208**
建設仮勘定	559,633
除却仮勘定	4,581
原子力廃止関連仮勘定	45,592
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	32,400
核燃料	**267,824**
装荷核燃料	47,529
加工中等核燃料	220,294
投資その他の資産	**500,056**
長期投資	95,466
関係会社長期投資	218,974
長期前払費用	6,744
前払年金費用	20,486
繰延税金資産	159,695
貸倒引当金（貸方）	△ 1,310
流動資産	**432,895**
現金及び預金	155,750
売掛金	188,833
諸未収入金	4,308
貯蔵品	72,535
前払金	816
前払費用	574
関係会社短期債権	5,733
雑流動資産	4,781
貸倒引当金（貸方）	△ 439
合計	**4,278,837**

負債及び純資産の部

科目	金額
固定負債	**2,853,861**
社債	1,089,997
長期借入金	1,388,615
長期未払債務	10,986
リース債務	1,548
関係会社長期債務	4,027
退職給付引当金	72,117
資産除去債務	261,252
雑固定負債	25,318
流動負債	**920,218**
1年以内に期限到来の固定負債	418,041
短期借入金	114,000
買掛金	50,661
未払金	41,479
未払費用	168,928
未払税金	14,491
預り金	3,443
関係会社短期債務	41,163
諸前受金	62,399
雑流動負債	5,610
引当金	**8,958**
渇水準備引当金	8,958
負債合計	**3,783,038**
株主資本	**494,646**
資本金	**237,304**
資本剰余金	**120,857**
資本準備金	31,087
その他資本剰余金	89,770
利益剰余金	**137,781**
利益準備金	59,326
その他利益剰余金	78,455
海外投資等損失準備金	7
繰越利益剰余金	78,447
自己株式	**△ 1,297**
評価・換算差額等	**1,152**
その他有価証券評価差額金	1,152
純資産合計	**495,799**
合計	**4,278,837**

損益計算書（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

費用の部

科目	金額
営業費用	**1,806,496**
電気事業営業費用	**1,786,967**
水力発電費	34,480
汽力発電費	285,720
原子力発電費	263,848
内燃力発電費	22,592
新エネルギー等発電費	9,389
地帯間購入電力料	856
他社購入電力料	510,247
送電費	83,762
変電費	37,865
配電費	147,730
販売費	45,593
休止設備費	2,309
貸付設備費	28
一般管理費	113,382
接続供給託送料	24
原子力廃止関連仮勘定償却費	873
再エネ特措法納付金	181,477
電源開発促進税	31,391
事業税	15,711
電力費振替勘定（貸方）	△ 318
附帯事業営業費用	**19,529**
ガス供給事業営業費用	16,238
その他附帯事業営業費用	3,290
営業利益	**（ 60,656）**
営業外費用	**35,414**
財務費用	**27,336**
支払利息	26,624
社債発行費	711
事業外費用	**8,078**
固定資産売却損	473
雑損失	7,604
当期経常費用合計	**1,841,911**
当期経常利益	**32,534**
渇水準備金引当又は取崩し	**268**
渇水準備金引当	268
税引前当期純利益	**32,266**
法人税等	**8,841**
法人税等	3,267
法人税等調整額	5,574
当期純利益	**23,425**

収益の部

科目	金額
営業収益	**1,867,152**
電気事業営業収益	**1,848,695**
電灯料	613,163
電力料	757,007
地帯間販売電力料	996
他社販売電力料	77,180
託送収益	64,127
事業者間精算収益	4,737
再エネ特措法交付金	316,957
電気事業雑収益	14,147
貸付設備収益	376
附帯事業営業収益	**18,457**
ガス供給事業営業収益	15,888
その他附帯事業営業収益	2,568
営業外収益	**7,293**
財務収益	**4,101**
受取配当金	3,812
受取利息	288
事業外収益	**3,192**
固定資産売却益	416
雑収益	2,775
当期経常収益合計	**1,874,446**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月10日

九州電力株式会社
取 締 役 会　御 中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	磯 俣 克 平	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 澤　　啓	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 嵜　　健	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、九州電力株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、九州電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月10日

九州電力株式会社
取 締 役 会　御 中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　磯 俣 克 平　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　野 澤　　啓　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　宮 嵜　　健　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、九州電力株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2019年４月26日開催の取締役会において、2020年４月１日（予定）に、会社が営む一般送配電事業及び離島における発電事業等を会社分割の方法により九州電力送配電株式会社に承継させることを決議し、同日、承継会社との間で吸収分割契約を締結した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④原子力発電所の安全対策については、より一層の安全確保に向けた取組みを進めていることを確認しております。原子力発電については、引き続き特定重大事故等対処施設等の早期完成に向けた取組みとともに、安全性向上に向けた実施状況等を注視してまいります。

(2)　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月14日

九州電力株式会社　監査等委員会

監査等委員(常勤) 監査等委員会委員長	長　　宣　也	㊞
監査等委員(常勤)	亀　井　英　次	㊞
監査等委員	古　荘　文　子	㊞
監査等委員	井　上　雄　介	㊞
監査等委員	古　賀　和　孝	㊞

(注)　監査等委員古荘文子、監査等委員井上雄介及び監査等委員古賀和孝は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に定める社外取締役であります。

以　上